

介護給付費等に係る支給決定事務等について

(事務処理要領) (改訂案)

うち関係箇所の抜粋

最終改正 平成 23 年 10 月 1 日 (予定)

目次

第 1 支給決定等の実施主体	3
I 基本的な取扱い	3
II 居住地特例	3
第 2 支給決定事務	6
I 支給決定の概要	6
II 支給申請	26
III 障害程度区分	30
IV 市町村審査会	34
V 障害程度区分の認定	45
VI 障害児に係る支給決定の方法	50
VII 支給決定	53
VIII 経過措置等の取扱い	85
IX 利用者負担上限月額認定	95
X 受給者証の交付	97
第 3 特例介護給付費・特例訓練等給付費その他の給付	113
I 特例介護給付費・特例訓練等給付費	113
II 災害等による特例給付	116
III サービス利用計画作成費	117
IV 高額障害福祉サービス費	122
V 特定障害者特別給付費	126
VI 特例特定障害者特別給付費	130

【留意点】

- ・ 10 月 1 日からの施行を予定している同行援護及び特定障害者特別給付費関係の改正箇所は、赤字・下線
- ・ 今後の政省令等の改正作業等により、内容の変更がありうる

V 特定障害者特別給付費（補足給付）

市町村は、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス（以下「特定入所等サービス」という。）に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの（以下「特定障害者」という。）が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園又は共同生活介護（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）若しくは共同生活援助を行う住居（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所又は入居して、当該指定障害者支援施設等から特定入所等サービスを受けたときは、当該

特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用（以下「特定入所等費用」という。）について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する（法第34条第1項）。

1 特定入所等サービスの種類

(1) 施設入所支援

(2) 共同生活介護

(3) 共同生活援助

(4) 重度障害者等包括支援

(5) 旧法施設支援（旧知的障害者通勤寮支援を除く入所の支援に限る。）

2 支給の基準

（「利用者負担マニュアル」を参照。）

3 支給手続

(1) 支給額の決定

原則として、特定障害者特別給付費の支給対象となる指定障害者支援施設等への入所又は入居に係る介護給付費又は訓練等給付費の支給申請時に、申請者から特定障害者特別給付費の支給額（施設入所支援又は旧法施設支援にあつては、日額。共同生活介護（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）又は共同生活援助にあつては、月額。）の決定に必要な書類を添付した申請書（様式例では、申請者の利便等に鑑み支給申請書及び利用者負担額減額・免除等申請書と一本化している。支給対象とならない場合は当該部分の記載は不要。）の提出を受け、特定障害者特別給付費に係る支給額の決定を行うとともに、支給決定内容と併せて通知を行う。

ア 申請書

特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない（則第34条の3第1項）。

- ① 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- ② 特定入所等サービスを受けている指定障害者支援施設等の名称
- ③ 令第17条第1項第2号から第4号まで（低所得1、低所得2、生活保護（それぞれ生活保護境界層措置によるものを含む。））のいずれかに該当する旨

イ 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、①に掲げる書類については、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる（則第34条の3第2項）。

- ① 令第17条第1項第2号から第4号までに該当する者（低所得1、低所得2、生活保護（それぞれ生活保護境界層措置によるものを含む。））であることを証する書類
- ② 受給者証
- ③ 入居している共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る家賃の額を証する書類

ウ 受給者証への記載

市町村は、申請に基づき特定障害者特別給付費の支給の決定を行ったときは、次に掲げる事項を受給者証に記載することとする（則第34条の3第3項）。

- ① 特定障害者特別給付費の額（支給額）
- ② 特定障害者特別給付費を支給する期間（適用期間）

エ 適用期間（見直し時期）

(ア) 基本的な考え方

決定した支給額の適用期間は、原則として、翌年（決定をした日の属する月が1月から6月までの間であるときは当該年）の6月30日までとして1年ごとに見直しを行う。

(イ) 施行時の取扱い

障害者自立支援法の施行時（平成18年4月1日）において指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等に入所する者については、支援費制度において特定入所障害者食費等給付費として支給額を決定していることに鑑み、平成18年4月以降に特定入所障害者食費等給付費の支給額の決定をしている者を含め、平成18年10月においては、支給額の見直しをしなくても差し支えないものとする。

これらの者については、旧法施設支援のみなし支給決定を受ける者については、当該者の受給者証に既に決定している支給額及び新しい適用期間を記載し、施設入所支援の支給決定を受ける者（特定旧法受給者に係る経過措置によるものを含む。）については、支給決定通知及び受給者証に既に決定している支給額及び新しい適用期間を記載する。

(2) 支給

特定障害者特別給付費の支給は、指定障害者支援施設等からの請求に基づき、市町村が当該施設に支払うことにより支給する（法第34条第2項において準用する第29条第5項・第6項。いわゆる「法定代理受領」）。

※ 請求手続の詳細は「第6 介護給付費・訓練等給付費等の請求」を参照。

(3) 支給額の変更の決定

ア 支給額を変更する場合

特定障害者特別給付費の支給額の適用期間の途中で、特定障害者に所得更正、生活保護受給、生活保護境界層該当、居住に要した費用の額など支給額の決定の基礎としている事由に変更が生じた場合は、必要に応じて当該事由を証する書類を添えて、特定障害者特別給付費の支給（変更）申請を受け、変更の決定を行う。

イ 変更後の適用年月日

(ア) 施設入所支援又は旧法施設支援に係る特定障害者特別給付費の支給額を変更する場合は、支給額が月を単位として算定される（日額設定は入院・外泊等があった場合の日割り等に伴う取扱い）ものであることに鑑み、原則として申請のあった日の属する月の翌月（申請が月の初日にあった場合は当該月）から変更を行うものとする。

ただし、生活保護受給者となった場合及び生活保護境界層該当となった場合は、申請日の属する月から変更を行うものとする。

(イ) 共同生活介護（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）又は共同生活援助に係る特定障害者特別給付費の支給額を変更する場合は、申請日の属する月から変更を行うものとする。

(4) 支給の取消し

ア 支給取消しができる場合

市町村は、次に掲げる場合には、特定障害者特別給付費の支給を行わないことができる（則第34条の5第1項）。

- ① 特定障害者が、特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- ② 特定障害者が、支給期間（適用期間）内に、当該市町村以外の市町村の区域に居住地を有するに至ったと認めるとき。

イ 通知及び受給者証への記載

特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした市町村は、次に掲げる事項を書面により当該特定障害者特別給付費等に係る特定障害者に通知し、受給者証の提

出を求め、受給者証にその旨を記載して返還するものとする（則第34条の5第2項・第3項）。

- ① 特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした旨
- ② 受給者証を提出する必要がある旨
- ③ 受給者証の提出先及び提出期限

※ 受給者証が既に市町村に提出されているときは、②③に掲げる事項を記載することを要しない。

参考資料 (2)

障害福祉サービス・ 障害児施設支援の 利用者負担認定の手引き (改訂案)

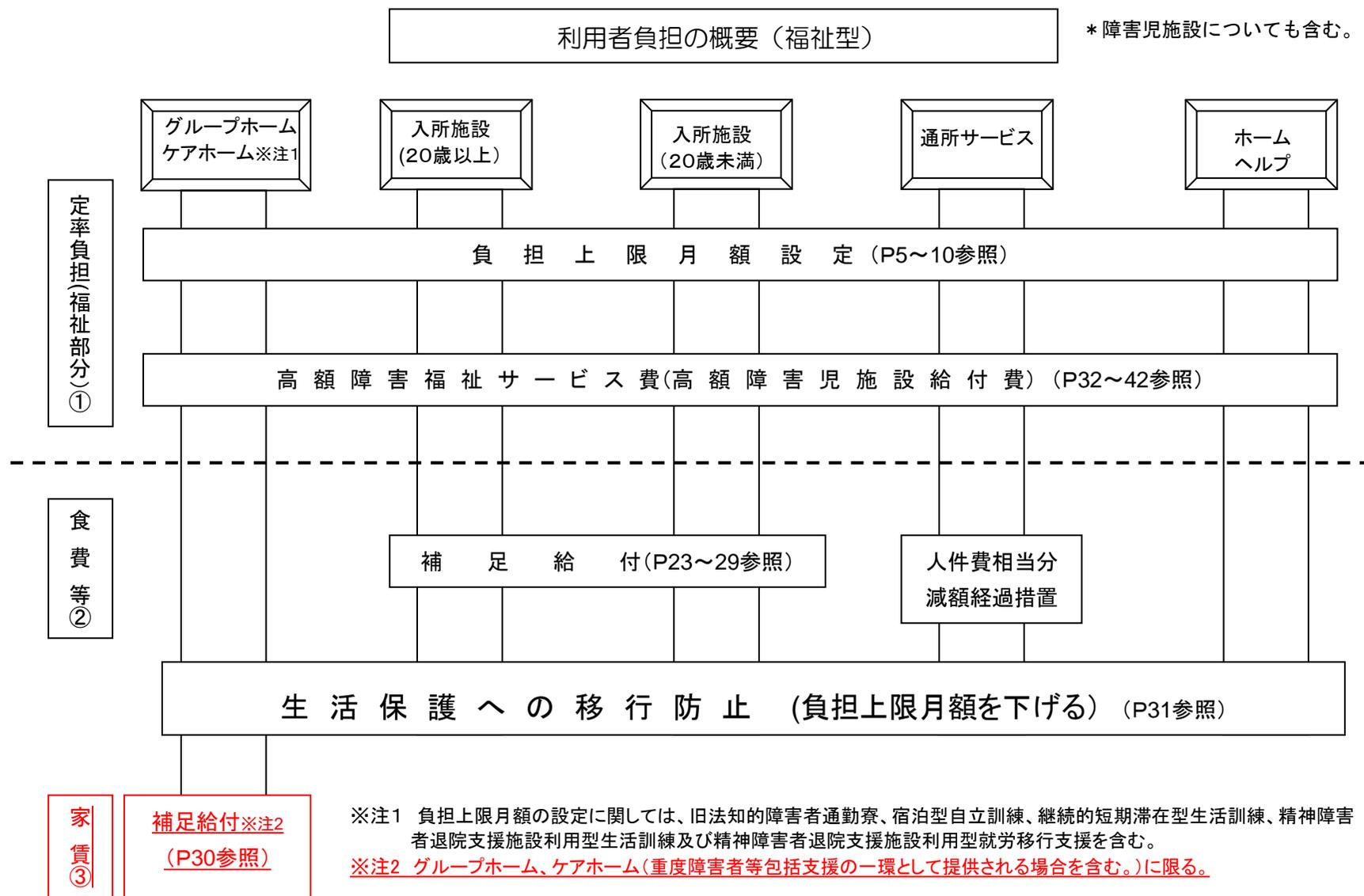
【平成23年10月版】

Ver. 6

うち関係箇所の抜粋

【留意点】

- ・10月1日からの施行を予定している
特定障害者特別給付費関係の改正箇所は、赤字・下線
- ・今後の政省令等の改正作業等により、
内容の変更がありうる



＜グループホーム・ケアホーム居住者の場合＞

- グループホーム・ケアホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため補足給付（特定障害者特別給付費）を支給する。
- 補足給付の額は、月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）とする。

（1）【手続き等】

障害者の申請により市町村等が認定する。

このため、平成23年10月1日以前にグループホーム・ケアホームに居住している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

（2）【補足給付の対象者】・・・生活保護、低所得（低所得1・2）の者

（3）【添付書類等】

① 利用者（配偶者がいる場合は、配偶者を含む。）の市町村民税の課税状況等が分かる資料

・市町村の証明書（市町村民税の課税・非課税の状況）

・生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等

※ 所得区分の設定の添付書類で足りる場合はそれにより確認

② グループホーム・ケアホームに係る家賃の額の分かるもの

・ 契約書、事業者の証明書等

※ 申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

（4）【具体的な認定方法】

○ 原則として、負担上限月額認定の申請と併せて行う。

○ 補足給付の対象者であることの認定を行う。

市町村民税世帯非課税者又は生活保護受給者であることを確認する。

○ 補足給付については、月額（※）として額を確定する。

月額1万円として決定する。ただし、グループホーム・ケアホームに係る家賃の月額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額を補足給付の額として決定する。

